

石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成19年6月28日

教育委員会告示第5号

改正 平成20年7月24日教委告示第37号

平成21年9月24日教委告示第32号

平成22年4月1日教委告示第31号

平成23年4月21日教委告示第10号

平成25年6月26日教委告示第22号

平成26年6月25日教委告示第25号

平成27年9月16日教委告示第30号

石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成18年石岡市教育委員会告示第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この告示は、私立幼稚園の設置者(以下「設置者」という。)が当該私立幼稚園の就園児の授業料等を減免する場合において、市が設置者に対し私立幼稚園就園奨励費補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就園児 満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児で、かつ、市内に住所を有する者
- (2) 授業料等 私立幼稚園入園料及び授業料又は保育料
- (3) 基準日 補助金の交付決定をする年度の4月1日
- (4) 満3歳児 基準日の属する年度において、満3歳に達する者で、かつ、満3歳に達する日から当該年度の3月31日までにある者
- (5) 3歳児 基準日の属する年度において、満4歳に達する者
- (6) 4歳児 基準日の属する年度において、満5歳に達する者
- (7) 5歳児 基準日の属する年度において、満6歳に達する者
- (8) 世帯 就園児の保護者が属する世帯

(対象経費等)

第3条 市長は、設置者が保護者(原則として、市内に住所を有し、就園児に対する親権を行う者(親権を行う者のないときは、後見人)で、かつ、就園する幼稚園に授業料等の納付義務を負う者をいう。以下同じ。)に対し就園児の授業料等を減免する場合は、授業料等の合計額を補助対象経費とし、当該設置者に対し補助金を交付する。

2 補助金の額は、年額とし、別表に掲げる区分に応じた額を補助限度額とする。ただし、授業料等の合計額の支払額が補助限度額を超えない場合は、当該支払額を補助限度額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 私立幼稚園就園奨励費補助金事業計画書(様式第2号)

(2) 授業料等減免措置に関する調書(様式第3号)

(3) 授業料等の額を明らかにする書類(園則等)

2 前項第2号の書類には、市民税の課税(非課税)証明書又は市民税の納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定の保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所長の証明書をもって、これに代えることができる。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、私立幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請のあった設置者に通知するものとする。

2 前項の補助金の交付決定を受けた設置者(以下「補助事業者」という。)は、減免措置の方法を教育委員会に報告しなければならない。

(変更申請)

第6条 前2条の規定は、補助事業者が補助金の変更申請を行う場合について準用する。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、減免措置が完了後15日以内又は3月20日までのいずれか早い日までに、私立幼稚園就園奨励費補助金実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(交付時期)

第8条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、補助金の交付決定を受けた設置者からの請求により、速やかに当該設置者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた設置者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき、又はこの告示に違反したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、減免措置に係る帳簿その他当該補助金の関係書類を減免措置の完了後5年間保存しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の関係書類の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年7月24日教委告示第37号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年9月24日教委告示第32号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年4月1日教委告示第31号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年4月21日教委告示第10号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成25年6月26日教委告示第22号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年6月25日教委告示第25号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交

付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年9月16日教委告示第30号)

この告示は、公布の日から施行し、改正後の石岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

(平27教委告示30・全改)

(単位:円)

所得階層区分	多子区分	小学校1年生から3年生までがいない世帯			小学校1年生から3年生までがいる世帯	
		就園児が1人の世帯又は就園児が2人以上の世帯の最年長者に対する限度額	就園児が2人以上の世帯の次年長者に対する限度額	就園児3人以上の世帯の第3子以降1人当たりの限度額	小学校1年生から3年生までが1人いる世帯の就園児のうち最年長者に対する限度額	小学校1年生から3年生が1人いる世帯の就園児のうち次年長者以降1人当たりの限度額 小学校1年生から3年生が2人以上いる世帯の就園児に対する限度額
1	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
2	当該年度に納付すべき市民税が非課税及び市民税所得割が非課税となる世帯となる世帯	272,000	290,000	308,000	290,000	308,000

3	当該年度に納付すべき市民税所得割課税額が77,100円以下の世帯	115,200	211,000	308,000	211,000	308,000
4	当該年度に納付すべき市民税所得割課税額が211,200円以下の世帯	62,200	185,000	308,000	185,000	308,000
	上記区分以外の世帯		154,000	308,000	154,000	308,000

備考

- 1 一の世帯において、「小学校1年生から3年生までがいない世帯」又は「小学校1年生から3年生までがいる世帯」のいずれの規定の適用も受けることができる世帯に係る補助金の額については、当該世帯全体の就園に係る総負担額を比較し、保護者の経済的負担の程度がより軽度となる規定を適用する。
- 2 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 3 所得割課税額については、住宅借入等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。
- 4 年度途中の入園又は途中退園により、授業料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により算出した額とする。ただし、100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。
 - (1) 入園料の負担がある場合
補助限度額 × (授業料の支払月数 + 3) ÷ 15
 - (2) 入園料の負担がない場合
補助限度額 × 授業料の支払月数 ÷ 12
- 5 多子区分を決定するに当たっては、同一世帯の保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及

び医療型児童発達支援若しくは特例保育、家庭的保育事業等(児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。)を利用する就学前児童の兄又は姉がいる場合、及び、就学免除等により、兄又は姉が小学校に就学していない場合や特別支援学校小学部に在籍している小学校1年生から小学校3年生の就学年齢と同一年齢である兄又は姉がいる場合、並びに、本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても、就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄又は姉がいる場合には、算定対象人数に含めるものとする。

- 6 実際に支払った入園料・授業料の合計額が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

(平26教委告示25・全改)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第7条関係)